

循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業

共同事業者募集要項

令和4年8月22日

横 浜 市
温暖化対策統括本部
調 整 課

目 次

第 1	事業目的等.....	1
第 2	事業者の募集、選定.....	1
1	募集方法.....	1
2	選定方法.....	1
3	公募・事業者選定等スケジュール.....	1
4	提出書類等について.....	2
5	取下げ.....	2
6	その他.....	2
第 3	応募事業者.....	3
1	対象者.....	3
2	応募資格.....	3
第 4	事業内容.....	4
1	目的・実施内容.....	4
2	共同事業期間.....	4
3	実証実験の実施数（目標値）.....	4
4	留意事項.....	4
第 5	提案書（提案項目）.....	5
第 6	役割分担及び費用負担.....	8
第 7	共同事業者の選定.....	8
1	評価委員会.....	8
2	評価項目.....	8
第 8	協定書の締結.....	8
1	協定書の締結.....	8
2	費用負担.....	8
3	協定の解除.....	9
4	協定締結後.....	9
5	次年度以降の取扱いについて.....	9
第 9	その他留意事項.....	9

第1 事業目的等

横浜市は、2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を目指しています。温室効果ガスの排出削減を進め、Zero Carbon Yokohamaを実現するためには、市内全体の排出量の約3割を占める家庭部門の取組として、脱炭素化に資するライフスタイル（脱炭素ライフスタイル）の実践を進めることが必要です。また、脱炭素化の取組により、市内経済の循環及び持続可能な発展を推進する必要があります。

本公募では、横浜の強みである市民力を最大限に発揮し、環境と経済の好循環や企業活動の持続的な成長を目指すサーキュラー・エコノミー構築も念頭に、市民一人ひとりが脱炭素ライフスタイルの取組を進められるよう、循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透を本市と共同で実施していく事業者を募集します。

第2 事業者の募集、選定

1 募集方法

提案を希望する事業者は、参加意向申出書（様式1）と必要な資格審査書類を提出してください。内容を審査の上、提案書提出有資格者として提案資格確認結果通知書・提出要請書（様式5）をお送りします。

提案書提出有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問することができます。その場合は、質問書（様式6）を提出してください。

提案書提出有資格者は、提案書（様式2及び様式7～14）及び概算見積書（自由書式）を提出してください。

2 選定方法

提案書提出有資格者から提出された提案書の内容を、評価委員会が総合的に評価した上で、提案内容が最も優位な事業者を共同事業者の第1位候補者、次に優位な事業者を次点候補者として選定します。

また、提案書を提出した事業者の皆様には結果通知書（様式15）を送付します。

選定された事業者については、事業者名等を公表させていただきます。

3 公募・事業者選定等スケジュール

時期	内容
令和4年8月22日（月）	募集要項等公表
8月31日（水）	参加意向申出書及び資格審査書類提出締切
9月5日（月）	提案資格確認結果通知書・提出要請書の送付
9月9日（金）	質問受付締切
9月13日（火）	質問回答
9月21日（水）	提案書提出締切
9月27日（火）	評価委員会開催 事業者ヒアリング及び提案の評価・審議
10月3日（月）	共同事業者の選定・選定結果通知書の送付、結果公表
10月上旬	協定締結、事業実施

4 提出書類等について

提出書類、提出期限、提出先、提出部数等は、別紙「循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業提案書作成要領」のとおりです。

なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書類は無効とします。

5 取下げ

提案書提出後の取下げは、評価委員会開始前まで取下げることができます。取下げは文書（自由書式）で温暖化対策統括本部調整課へ提出してください。

6 その他

(1) 提出書類

提出いただいた書類等は返却しません。また、提出書類の内容等について説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 提案に要する費用

すべて応募事業者の負担となります。

(3) 開示

提出書類の開示請求があった場合には、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づいて、開示等の手続きをさせていただきます。

(4) 共同事業者のPR

本市との協定締結後、本市ホームページ等で共同事業者名を公表します。

本市が広報誌、パンフレット及びイベント等で本事業をPRするときは、共同事業者名を明記することがあります。

第3 応募事業者

1 対象者

横浜市と共同で実施する5つの項目（5～7ページ参照）を一括して提案できる事業者（JV〈共同事業体〉を含む）とします。

【JV〈共同事業体〉】

- ・共同事業体での応募の場合は、取りまとめ事業者（連絡窓口）を設定してください。
- ・共同事業体の場合は、各社が事業をどのように分担するのか明確にしてください。
複数の役割を1つの事業者が担う場合や、1つの役割を複数の事業者で担うことも可能とします。

2 応募資格

応募資格は、次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。（※JVの場合は全ての事業者が対象）

資格の審査にあたっては、別紙の「循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業提案書作成要領」で定める参加意向申出書（様式1）及び資格審査書類を審査することにより行います。

《資格基準》

- ① 「循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業」（以下「本事業」という。）の目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- ③ 本事業の共同事業者として、横浜市市民協働条例に基づく協働契約を締結できる者であること。
- ④ 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑤ 個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑥ 会社更生法、破産法、もしくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算もしくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- ⑧ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）が暴力団員などと密接な関係を有すると認められる者をいう。）でないこと
- ⑨ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- ⑩ 本事業の実施に必要な費用を確実に負担する資力・信用力を有する者であること。
- ⑪ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- ⑫ 次の各号に該当しないこと。
 - ア 横浜市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税（土地・家屋）、消費税及び地方消費税を滞納している。
 - イ 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務があるにもかかわらず未加入である。

第4 事業内容

1 目的・実施内容

本事業では、循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイルについて、先駆的で持続可能なビジネスモデル・地域モデルを創出し、その浸透を図ることを目的とします。

市内の多様な主体（企業、大学、市民団体、研究機関等）との連携のもと、「実証実験の実施」、「温室効果ガス削減効果の算出」、「ビジネスモデル・地域モデルに係るアイデアの創出」、「社会実装に関する仕組みの構築」、「事業全体の運営管理・プロモーション」を行います。

2 共同事業期間

協定締結日から 2025年3月31日までを想定しています。

ただし、本市予算の検討状況等により、期間の見直しを行う場合があります。

3 実証実験の実施数（目標値）

2022年度	2023年度	2024年度
各年度1つ～2つずつ実施		

※今回の提案対象は2022年度分のみです。なお、2023、2024年度の新規着手内容や過年度からの継続内容等については、横浜市と各年度協議の上決定します。

4 留意事項

本事業は、横浜市と十分協議を重ねて実施します。

必ずしも提案いただいた内容どおりに実施するものではありません。

第5 提案書（提案項目）

次の各提案項目について、7ページのイメージ図を参考に提案書を作成してください。

なお、(1)～(5)で提案いただいた内容は、事業者決定後に行う横浜市との協議の中で進め方等を調整したうえで実施します。また、事業者が主体となり、市内の事業者や団体等と連携して実施することを前提とします。

(1) 実証実験の実施（様式9）

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① 脱炭素ライフスタイル浸透のための要素（下記、要素1、2）を組み込んだ2022年度における実証実験の実施内容（実施内容、スケジュール、スキーム、実施場所、想定参加人数、想定参加事業者、想定ライフサイクルでの温室効果ガス削減量）を提案ください。
- ② 要素ごとに必須の実施内容（条件）は、次のとおりです。実証実験を要素ごとに2つ行う場合は、両実証実験を連携させて実施してください。2つの要素が相乗効果を発揮し、より効果の高い検証結果が得られる提案が望ましいです。
- ③ 2023年度以降の展開方針について提案ください。（2022年度に実施する実証実験のさらなる発展、あるいは、新たな実証実験のアイデア等。）

【要素1 脱炭素ライフスタイルへの行動変容】

- ・市内の地域（1か所以上）を対象とする。
- ・ポイント付与など、市民の行動変容を促すインセンティブの仕組みを組み込む。
- ・デジタル技術を活用したライフサイクルでの温室効果ガス削減量の見える化を、(2)の業務を踏まえ実施する。
- ・年度末までにライフサイクルでの温室効果ガス削減及び市民の行動変容に関する定量的または定性的な効果検証、報告書の提出までを行う。

【要素2 脱炭素化に資するサーキュラー・エコノミーの構築】

- ・市内の地域（1か所以上）を対象とする。
- ・市内経済の循環への寄与が期待できる内容とする。
- ・地域の課題解決にもつながり、脱炭素に資するサーキュラー・エコノミーの取組とし、今回提案する取組がどのようにサーキュラー・エコノミーに貢献すると考えるか説明を加えてください。
- ・年度末までにライフサイクルでの温室効果ガス削減（(2)の業務を踏まえ把握する）及びサーキュラー・エコノミー構築、地域課題解決に関する定量的または定性的な効果検証、報告書の提出まで行う。

- ④ 本市に期待する役割を記載してください。

(2) 温室効果ガス削減効果の算出（様式10）

提案いただく内容は次のとおりです。

① (1)で提案した実証実験に参加することで達成される「市民・事業者・地域・市内のライフサイクルでの温室効果ガス削減効果」、(3)で創出された脱炭素化に資する先駆的で持続可能なビジネスモデル・地域モデル（例：衣・食・住・移動・余暇・働き方・エネルギーなどに係るライフサイクルでの温室効果ガス削減に貢献するもの）を算出・表示する取組（削減効果の把握ができる手法、根拠となる数値、表示イメージ等）を提案ください。

② 算出する取組に関する必須条件は、次のとおりです。

- ・モデルに参加した際の効果が、市民・事業者・地域・市内の単位で算出できること。
- ・上記について、その妥当性を科学的・継続的に検証・評価する仕組みを含めその内容を提案すること。なお、専門機関に検証を求めることも可能とする。
- ・(1)で提案した実証実験や、2023年以降の実証実験で算出される各取組の温室効果ガス削減の算出方法を総合し、統一的な算出方法とすること。

③ 本市に期待する役割を記載してください。

(3) ビジネスモデル・地域モデルに係るアイデアの創出（様式11）

提案いただく内容は次のとおりです。なお本項目は、2023年度以降の実証実験等への活用を念頭としたものです。

① 循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイルに関する先駆的で持続可能なビジネスモデル・地域モデルに係るアイデアについて、(1)、(2)、(4)の業務との関連を念頭に、多様な主体と連携して生み出す仕組み（スキーム、企画、日程、想定される参加者、応募方法や実施場所等）を提案ください。

② ①で創出したアイデアの、2023年度以降の実証実験等への活用方針を提案ください。

③ 本市に期待する役割を記載してください。

(4) 社会実装に向けた仕組みの構築（様式12）

提案いただく内容は次のとおりです。なお本項目は(1)の実証実験の成果をはじめ、様々な循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイルに関するビジネスモデル・地域モデルの社会実装を、2023年度以降に総合的に実施することを念頭としたものです。この実施のため、2023年度以降に新たに実施事業者が加わることも想定しています。

① (1)～(3)の提案を踏まえ、多くの市民や市内の事業者が参加して、社会実装に向けた仕組み（持続可能な形で循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイルを社会に浸透させる仕組み（手法・取組））を提案ください。

② 社会実装に向けた仕組みに関する必須条件は以下のとおりです。

- ・社会実装が進むにつれて、ライフサイクルでの温室効果ガスの削減効果が定量的に高まるなど、脱炭素化を加速すること。
- ・様々なビジネスモデルと地域モデルの双方の展開に資すること。
- ・様々な主体（市民や事業者）が継続的に参加可能であること。

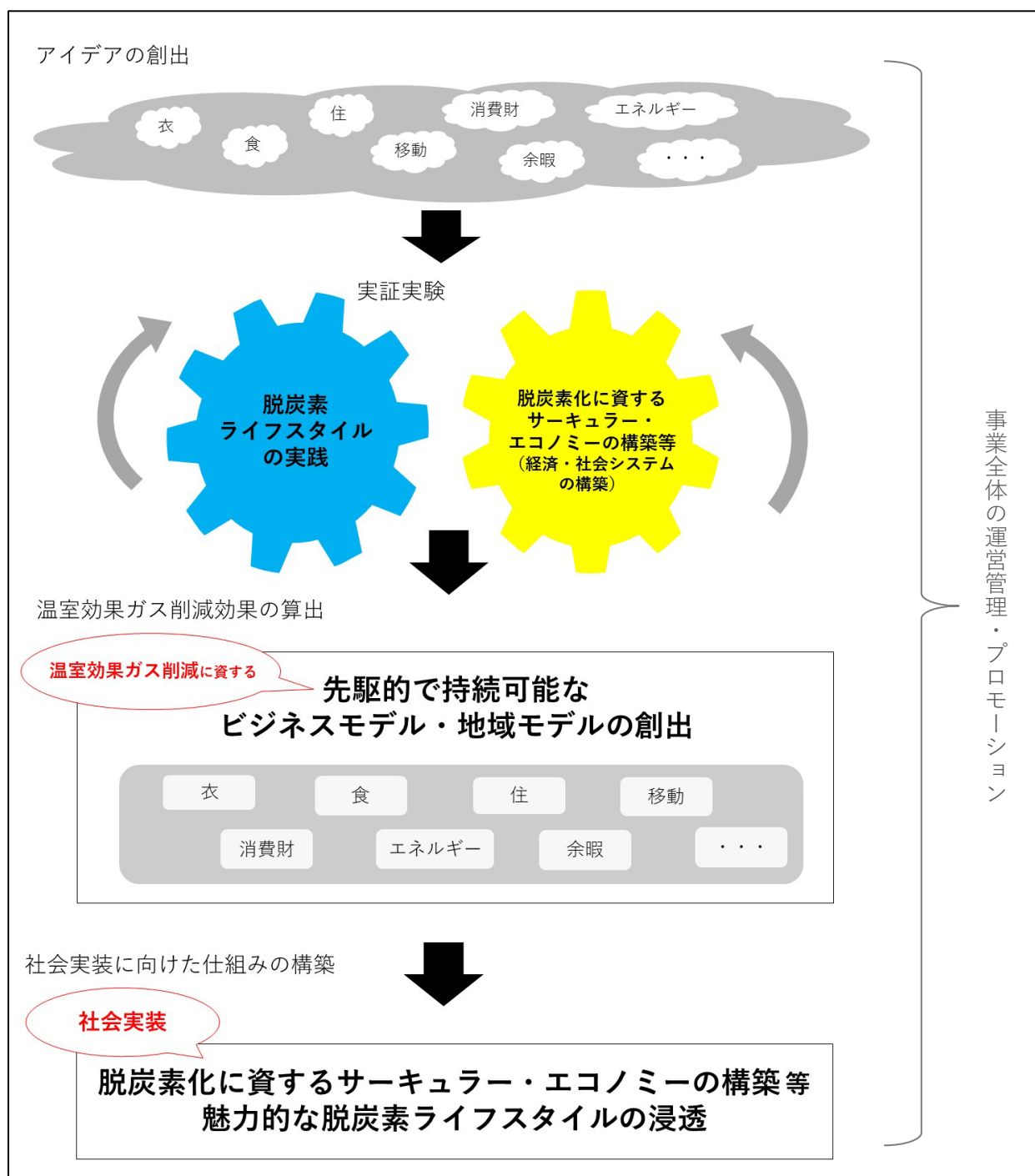
③ 本市に期待する役割を記載してください。

(5) 事業全体の運営管理・プロモーション (様式13・14)

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① 事業全体の運営管理方法について提案ください。
- ② 事業の効果的な実施のため、事業進捗について助言を受けるための外部評価委員会を設置することとし、その想定する構成やスケジュールについて提案ください。
- ③ 事業全体のブランディング・プロモーションについての想定 (進め方、イメージ等) について提案ください。
- ④ 創出されたアイデアを事業化につなげることを想定するなど、(1)～(5)の提案全体について、今後3か年の事業スケジュール (進め方) について提案ください。

循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業 イメージ図



第6 役割分担及び費用負担

提案書提出時に、概算見積書（市費概算額及び自己負担額）を提出してください（自由書式）。

本事業における2022年度の横浜市及び共同事業者の役割分担と費用負担の考え方は、次のとおり想定しています。具体的には、事業者決定後、横浜市と協議の上決定します。

横浜市 役割：本事業に係る企画調整、本市での関連する既存事業の情報提供、PR、国・県等や横浜市役所内の関係者調整及びその他提案により求められる事項 費用：本事業の実施に係る費用の一部（2022年度：（上限）24,000千円（税込み））
共同事業者 役割：本事業に係る企画調整・事業の実施（横浜市実施以外の関係者調整を含む）、実証実験の効果測定・効果検証及び報告書作成等 費用：上記役割実施にあたって必要となる費用（人的支援、場所・物品の提供等含む）

第7 共同事業者の選定

評価委員会で提案書の内容を総合的に評価し、共同事業者を選定します。

1 評価委員会

名称	循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業 評価委員会
所掌事務	提案の評価及び事業者の選定等に関すること
委員	温暖化対策統括本部副本部長（委員長） 温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課担当課長（副委員長） 政策局共創推進課長 経済局企画調整課長 環境創造局政策課長 資源循環局政策調整課長 建築局住宅再生課長

2 評価項目

評価項目等は、別紙「循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業提案書評価・選定基準」のとおりです。

第8 協定書の締結

1 協定書の締結

- (1) 共同事業者決定後、本市と協定を締結します。
- (2) 協定は基本協定（3年間を想定）と毎年度の年度協定を結びます。
- (3) 協定の内容については、提案書の内容に基づき、本市と協議の上決定します。
- (4) 協定は、事業者の合意のもと市民協働条例を適用し「協働契約」として締結していただくことを想定しています。

2 費用負担

協定締結に係る一連の費用は、共同事業者の負担とします。

3 協定の解除

共同事業者が協定書に定めることに違反した場合には、協定を解除することがあります。

4 協定締結後

共同事業者は、協定締結後、協定によって定めたスケジュールに基づき事業に着手します。

5 次年度以降の取扱いについて

- (1) 2023年度以降の契約については、事業実績等の履行状況や事業予算状況を鑑み、単年度ごとの締結とします。
- (2) 2023年度以降の具体的な実施内容は、それぞれ前年度の事業実績を踏まえ、契約形態、費用負担、役割分担等を決定するものとします。
- (3) 2023年度以降において、事業予算の減額又は削除があった場合は、当該事業を縮小又は中止する場合があります。
- (4) 本市及び共同事業者は、2022年度の業務の終了後に、横浜市市民協働条例15条に定める事業評価を相互に行い、評価が良好でなかった場合は、事業期間内であっても契約を更新しない場合があります。

第9 その他留意事項

- (1) 本事業の履行で知り得た情報は、本市の承諾なく外部へ漏らし、また、持ち出してはなりません。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなりません。また、共同事業者は従事前に、必ず本市が指定する個人情報取扱に関する研修を受講しなければなりません。
- (3) 共同事業者は、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。